

## 第110回京都市消費生活審議会 摘録

### 1 開催概要

- (1) 日 時 平成27年7月28日(火) 午後2時00分から4時10分まで
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員18名(五十音順)  
稲垣 眞咲委員, 宇津 克美委員, 大本 久美子委員, 川口 恭弘委員,  
川村 幸子委員, 佐久間 毅委員, 高田 艶子委員, 長野 浩三委員,  
芳賀 徹也委員, 松井 元子委員, 本政八重子委員, 森田 政子委員,  
山口 佳永子委員, 山中 英之委員, 山本 克己委員, 山本 純委員,  
山本 隆英委員, 若林 靖永委員  
●京都市  
文化市民局長 寺井 正  
くらし安全推進部共生社会推進担当部長 板倉 康夫  
消費生活総合センター長 柴田 洋志 ほか
- (4) 欠席者 ○消費生活審議会委員2名(五十音順)  
岡本 勲委員, 山下 徹朗委員

### 2 傍聴者

2名

### 3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶

### 4 審議内容等

#### 議事

- (1) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)の平成26年度推進状況について
- (2) 京都市消費生活基本計画(第2次計画) 平成26年度重点課題に対する取組状況について
- (3) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)に係る平成27年度追加事業について

○会長

まず、議事(1)から(3)について、事務局から説明をお願いしたい。

～事務局から、資料1～3について説明～

○会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○委員

消費生活総合センターは、各地域のふれあいまつり等でブースを出展し、クイズ等による啓発やセンター窓口のPR等に取り組んでおられるが、その実績について御説明いただきたい。

●事務局

一昨日も左京区のふれあいまつりに啓発ブースを出展させていただいたところである。実績については、お手元の資料1のP33に啓発ブース出展を行ったイベントやそれぞれの来場者数を掲載しているので御覧いただければと思う。

○委員

基本計画の推進施策の1つである「児童・生徒への消費者教育の推進」に関連して、本日配布されている中学生向けの消費者教育冊子について教えていただきたい。この冊子は各学校に配布されているとのことだったが、実際に学校の授業の中で活用されているのか。

●事務局

御指摘のとおり、冊子は作るだけでなく、実際に教育現場で使われることが大変重要である。この冊子と小学生向けの教材は、学校の家庭科教育研究会の先生方に御指導いただきながら、授業で活用することを想定して作成したものである。したがって、授業の中でもご活用いただけるものと考えているが、まだ配布後間もないものである。具体的な利用状況や評価については、年度の後半にアンケートを実施して把握していきたいと考えている。

●事務局

小学生向け消費者教育教材は、小学5年生の家庭科で買い物に関する授業があり、その中で活用していただくことを想定して作成したものである。

○会長

冊子の部数について、小学生向けが1万5千部、中学生向けが1万7千部となっているが、この部数で何年度分をカバーすることを想定しているのか。

●事務局

単年度分である。新小学5年生と、新中学1年生向けに配布しており、毎年必要に応じ

て内容を改定する。

○委員

1点目は、資料1のP14 市政一般相談について、1年間の相談件数が5万7千件となっている。それぞれの区役所で対応した相談の合計と理解しているが、これはどこかで取りまとめられて何らかの施策に反映されているのか。

それから、資料3のP9 避難所運営マニュアルの作成については、平成26年度で全避難所の運営マニュアル策定が完了したのに平成27年度の実施予定が「継続」となっているが、どのような取組を行うのか。

●事務局

市政一般相談は、各区役所やセンターで市民からいろいろな声を聴いてそれを集計したものである。毎年度、センターで集約して内容の分類などを行ったものを「市民の声」として集計して、各局区・支所等に配布して周知している。

●事務局

平成27年度は、マニュアルに基づく避難所運営訓練を実施するほか、水害、土砂災害などについて防災危機管理室でハザードマップを作成するので、それに基づく訓練等も行っていくと聞いている。

○委員

資料1のP5に分譲マンション耐震診断等の助成事業が挙げられているが、利用実績が0件になっているものが多い。多額のお金がかかることなので相談が少ないのかもしれないが、周知が足りないようにも捉えられる。せっかくよい制度あるのにもったいないと思う。

●事務局

センターに隣接する京（みやこ）安心すまいセンターですまいの相談・申請を受け付けている。制度の周知には努めているがなかなか実績があがらないものもあるとのことだった。

○会長

耐震改修等の費用に対して一部助成を行うので、そのマンションに耐震改修等の資金があることが前提になるが、自己負担分が多いのでなかなか実績があがらないのではないかと。

●事務局

1棟あたりの耐震改修費用が非常に高額になるため、耐震改修だけでなく、その入口となる耐震診断に関する申込みも少なくなっていると考えられる。御意見があったことは所管課にも伝えておく。

議事

(4) 京都市消費生活基本計画（第2次計画）に係る平成27年度実施計画について

○会長

次に、議事(4)について、事務局から説明をお願いしたい。

～事務局から、資料4及び追加資料について説明～

○会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○部会長

先ほどセンターのホームページの刷新についてお話があったが、情報発信のツールとしては少し時代遅れのようにも感じる。ホームページは、市民が情報を集めたいときにアクセスしてもらうには良いが、こちらから積極的に情報提供したいと思ってもアクセスがないと見てもらえない。フェイスブックのような積極的に情報を発信できるツールの利用について検討はされたのか。

●事務局

御指摘のような媒体をどのようなかたちで利用していくかについては、ホームページの刷新と合わせて検討していきたい。

○委員

ごみ減量に関して、家庭ごみの中でも約1/3が紙ごみであると聞いているが、今後ごみを減らしていくためには、この紙ごみのリサイクルを市民に啓発していく必要があるのではないかと考えている。私も家で紙ごみ専用の袋を用意しているが、1ヶ月で2～3袋分にはなる。これを市民全体でやれば相当な効果が見込めるのではないかと実感している。

●事務局

雑がみのリサイクルを進めることで更なるごみ減量を進めることは非常に重要であると考えている。京都市でも、雑がみ用啓発回収袋を各家庭に配布等により周知に努めてきた

ところだが、環境政策局とも話をしながら、より積極的に啓発していきたい。

○部会長

紙類のリサイクルについて、従来の古紙回収業者は、回収時間が一定していない、どこを走っているかわかりにくいなど、利用しにくい印象がある。コミュニティ回収については、京都市全域でどれくらいの頻度・箇所利用できるのかなど、その実態や整備状況について教えていただきたい。

○会長

私の住んでいる地域にはコミュニティ回収がない。古紙回収業者は新聞紙しか持っていないので、持っていってももらえない段ボールなどは、一般ごみとして処分せざるを得ないことになる。このような回収業者まかせの体制から脱却し、雑がみの回収体制をしっかりと整備して行く必要があると考えている。

●事務局

資料1のP43には拠点数等について掲載しているが、御質問にあった実際に京都市のどれくらいのエリアをカバーしているか等については、詳細を把握していないので所管課に確認させていただきたい。

○委員

出前講座の積極的な利用促進とあるが、平成25年度は65件、平成26年度は67件にとどまっており、件数が少なく感じる。お年寄りに情報を伝えられる良い機会なので、社協のふれあいサロンなどの身近な場で、できれば各小学校区で1回は実施できるような仕組みづくりが必要ではないか。

●事務局

出前講座は、依頼に応じて出向いていくのが基本であるが、実は定期的と呼んでいたような団体もある。しかし、仕組みとしてできているわけではないので、今後、仕組みづくりもできるように出前講座のPRを続けていきたい。

○委員

食品ロスがピーク時から半減しているが、具体的にどのような方法が有効だったのか、今後どのように取り組んでいくのか、また、他の自治体も同様の取組で削減に努めているのか、教えていただきたい。食品ロスはコメの生産量とほぼ同量の約700万トンもあると言われており、これを半減できる有効な取組があるのなら、全国に広げていけるのではないか。

●事務局

詳細を把握していないので、所管課に確認させていただきたい。京都市で行っている食品ロス削減の取組としては、例えば、「食べ残しゼロ推進店舗認定制度」があり、認定された店舗は、取組内容の利用者へのPRや生ごみの発生抑制等に積極的に取り組んでいる。

○部会長

資料4のP1に「主として高校生期～成人期の冊子の作成」との記載がある。これは、昨年度消費者教育推進計画を策定する際に手薄であると指摘していた取組であり、対応いただいていることを評価したい。

そのうえで要望だが、高校・大学生を対象とする冊子とは、どのような内容で、どのように配布するものなのかなど、イメージがわきにくいところがある。先ほどのお話しにもあったフェイスブックによる発信方法なども、可能であれば検討いただければと思う。また、中学生向けの冊子は内容が充実している反面、クレジットの申込みなど、今よりは将来的に必要な情報も含まれていて、結果的に情報量が非常に多くなっている。高校生・大学生向けの冊子等を作成する際には、余分な情報を削除してシンプルにしたほうが訴求力があるのではないか。そういった点も踏まえながら取組を進めていただければと思う。

●事務局

他の部局でSNSを活用しているところもあり、そういったところの活用例も踏まえながら検討していきたい。

○会長

先ほど冊子の部数を確認したのは、中学生向けの冊子は、内容的に高校生以上にも幅広く活用していけるのではないかと考えていたからである。

●事務局

冊子の在庫はあるので、若者向けの出前講座等でも活用していきたい。

○会長

様々な啓発や情報提供を行うに当たり、学生が文章体のものを読まなくなっていることは悩ましいことだが、そのような現状も踏まえながら周知する手段を考えていかなければならないと思うので、よろしくお願ひしたい。

○委員

資料4のP10に暮らしのみほりたいについて記述があるが、平成25年度から平成2

6年度にかけて13人しか増えていない。募集するというのであれば、募集方法を強化するなど対策が必要ではないか。また、登録者へのフォローはどうなっているか。メールアドレスの登録者にはメール配信をされているようだが、フォローアップ講座などはされていなかったように思う。いかがか。

#### ●事務局

事業開始当初は代表者が団体単位で加入して、個人単位での連絡先が把握できない例があったので、現在は個人で登録していただき、連絡先を把握することになっている。アドレスを把握していない多くの方にケアができていないのは事実であり、どういった方策がとれるか考えていきたい。

#### ○委員

資料4のP1、大学生・専門学校生への消費者教育について、中学生向けの冊子は内容が充実しすぎていて、中学生には少し難しく、大学生・社会人が読んでちょうど良いくらいではないか。

P16にマルチ商法について載っているが、京都の大学では定期的に大学生相手のマルチ商法が流行しており、先日もこの問題に関して京都弁護士会の有志で訴えを提起したところである。

京都弁護士会でも依頼があれば弁護士を派遣しているが、京都市と大学がオリエンテーションでマルチ商法について情報提供を行っていくようなシステムを作って、定期的に啓蒙していただければと思う。

#### ●事務局

おっしゃるように大学生のマルチは定期的に流行しており、京都市としても啓発に力を入れていきたいと考えているが、聞いたところによると、オリエンテーションの時は情報量が非常に多くなるとのことだったので、どのタイミングで啓発を行うのが良いのか、大学とも相談しながら取組を進めていきたい。

#### ○会長

私の大学でもオリエンテーション時の情報量が年々増加しているが、一方で、オリエンテーション以外の場で学生を確実に集めるのは難しいというのも事実である。

#### ○委員

追加資料で環境に関することについて説明いただいた。消費者市民の積極的な行動をサポートする事業として、例えば、分別に関心のある消費者をサポートする「ごみステーション」のような事業ができればよいのではないかという感想を持った。

消費者教育推進計画には、京都市の特徴として、外国人が多いということで京都に観光で来られる方への情報提供、おもてなしの心につながる安心・安全の整備が掲げられている。資料3のP3に「多言語による各種情報提供」が掲載されているが、これは継続事業である。多くの海外の方が京都を訪れている中、このような取組を推進していくための新規事業も実施していただければと思う。

#### ○委員

消費者教育推進計画の会議の中で、中学生期までの児童について、保護者の関わりについて明記していただきたいとお話して、計画にも反映していただいたところである。中学生向け冊子にもその点をもう少し反映いただけたらと思うのと、扱うテーマによっては「これが正しい」、「これが誤り」と断定するのではなく、考えるきっかけになるものをお願いしたい。

それから、計画に障害のある人への配慮について記載しているが、若者向け消費者教育冊子を作成していくにあたり、「将来的に見守りを担う人材である若者が、障害者の方と同じ社会をどのように形成していくか」といった視点の内容も入れていただければと思う。

#### ●事務局

御意見については真摯に受け止めるとともに、若者向け消費者教育冊子作成に当たっては、御指摘の視点を踏まえてまいりたい。

#### ○会長

ここまでの議事1から4までの審議において、消費生活条例及び消費生活基本計画に基づく施策の実施状況の点検、評価等について報告があった。これら資料については、消費生活総合センターのホームページにて後日公表されることとなる。

京都市においては、これまでの質疑における各委員からの御意見も踏まえつつ、施策を推進していくようお願いする。

#### 議事

##### (5) 単位価格表示基準の見直しについて

#### ○会長

それでは、最後の議事である(5)について、事務局から説明をお願いします。

～事務局から、資料5について説明～



○会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○部会長

私は、昨年度京都府の単位価格表示基準（以下「基準」）の検討に参加していたので、本件に関して、少し補足させていただきたい。

京都府の検討では、基準の重要性をどう見るかについていろいろ議論になった。食品に関しては、システム化の進んだ大手スーパーやコンビニなどのチェーン店が大きな役割を占めるようになってきていること等により、表示が改善してきている。このような中、安全性に関する表示は引き続き重要なものであり、しっかり見ていく必要があると考えるが、単位価格の表示については、現状で消費者が困っていたり、問題が生じているということはないとみてよいのではないかと考えている。

また、他の自治体では、「基準に実効性を持たせることができるか」、「基準の必要度・重要度がどこまであるか」といった観点から判断して、基準を撤廃しているところもある。京都府でもそのような議論になったが、最終的には、「単位価格の表示が不可欠とまでは言えないが、買い物する際に参考にする情報の1つではあるので、あるのが望ましいものである。」という方向になり、品目を精査するとともに、基準の対象を大規模店舗のみとすることで、中小の事業者には負担にならないように配慮したかたちで改正した。

これから京都市の基準について、消費者や事業者の意見も踏まえて内容を検討することになるが、性質的にこうでなければといった切迫したものではなく、ある程度幅を持った議論ができると思うので、皆様の御意見を伺いながら、検討を進めていければと思う。

○会長

それでは、「単位価格表示基準の見直し」について、京都市から当審議会に諮問をいただく。

～寺井局長から、京都市長名の諮問書を山本会長に手渡す～

○会長

ただ今、市長より「単位価格表示基準の見直し」についての諮問をいただいた。基準の制定から一定の期間が経過する中、昨年度京都府が基準の見直しを行ったことも踏まえて、基準を見直していこうという趣旨の諮問である。

この諮問に関する審議については、第108回審議会で「単位価格表示基準等の基準に関する事項については、表示・包装適正化部会で集中的に審議し、同部会の議論の報告をもって審議会の決議とする」旨を確認させていただいているので、表示・包装適正化部会にて審議を行っていただくこととする。

若林部会長をはじめ、同部会の委員の皆様にはお手数をおかけするが、よろしくお願ひしたい。

○会長

以上で、本日、予定していた議事は全て終了したが、本日の審議や消費生活行政全般について、何か御質問や御意見があればお願ひしたい。

(質疑なし)

○会長

それでは、これで第110回消費生活審議会を閉会する。皆様には熱心な御議論をいただき感謝する。最後に、事務局から一言いただきたい。

●事務局

長時間にわたり御審議いただき感謝する。いただいた貴重な御意見は今後の消費生活行政に生かしてまいりたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。本日は誠にありがとうございました。

以上